

議 事 録

院 長	副院長	事務部長	臨研部長	統診部長	看護部長	企画課長	管理課長	経営企画室長
会議の名称	倫 理 委 員 会							
開 催 日 時	平成23年5月23日（月） 15:10～15:30							
場 所	大会議室							
出 席 者	副院長(委員長)、木内薬剤科長(副委員長)、森尾事務部長、古澤医長、赤星医長、近藤看護部長、田中医療安全係長、中村外部委員、山根外部委員 9名 欠席：小西臨床研究部長、一盛外部委員 記録：庶務班長							

< 内 容 >

- 委員長 倫理委員会は特に議題はないが、山陰精神神経学会の症例報告を出すに当たり患者さんの個人情報とは判らない形で症例報告をする。その、症例報告レベルでは委員会にかけなくても良いのではないかと、
- 赤星委員 小児科の場合、保護者の許可がないと出来ないが、お願いして訴えられたというケースはあるので、学会の規模にもよるが最近は新聞記者がウロウロしているらしくて、弁護士さんも何かいろいろ探しているらしいので、あまり変なことはされない方が良いと思う。
- 委員長 そうすると文書で取り交わす方が良いか。
- 赤星委員 カルテに書いておけば口頭で良いと思う。
- 近藤委員 利益相反のような形で、症例についてこれとこれをしていきますというような報告を、症例について個人情報保護で排除したかしないかが判れば、症例という外に発表する場合、カルテに書いたからといって書いたかどうか判らないのに。カルテに書いておきなさいと言うだけでも、キチンとしてあるかどうかとも判らないし。
- 委員長 そこまで管理的に見ないといけなないか。
- 近藤委員 この報告書も一緒のように、ひとつひとつはしないけど、自己申告でキチンとやっていますよというような、
- 赤星委員 病院に症例の相談に行った時、みんな書かないといけなないことになっている。個人情報を出すと。
- 森尾委員 最初の段階ではどのような形で患者さんに説明するのか。
- 赤星委員 20年前は全く何も聞いていない。今の時代はキチンと研究として報告を出したら発表しますと記載があつて、問題ないと思う。
- 森尾委員 記載があつたらその後はずっと同じ流れであるので、問題ないと思う。
- 赤星委員 患者さんが、この症例を集めてまとめて発表しますと言ったものはじゃあ、一番微妙である実際は。
- 近藤委員 発表する段階では、それが取っていないと出来ないのでは。
- 委員長 そんなことはない。
- 赤星委員 症例報告も実はやばい。山陰は狭いからあの人だと判る。それを言い出すと結局、何も出来なくなる。症例報告が出来ない。臨床研究をしていますとキチンと玄関に貼って

ある。ある程度の部分はキチンと報告、要はその線引きがわからないだけである。

委員長 研究者から申し立てがなければ、こちらは判らない。症例報告レベルについては、なるべく倫理委員会にかけて下さいというような感じにしましょうか。

赤星委員 発表しようかという時は急に来たりするので、そんなことをしていたら間に合わなくなるのが実際問題結構ある。あまりそういう縛りをかけると出来なくなる。

近藤委員 逆に言えば、可能性のあるものは最初から言ってもらって、考えさせて

赤星委員 関係があると言ってもそれは無理である。どこまでしなさいと言うのとどんどん発表しなさいというのは完全にコンクリートするので、キチンとしておかないと何も出来なくなる。

近藤委員 言っていなかったら余計に発表できないのでは。準備が出来ていなかったら発表する時に困られるのではないか。

赤星委員 そんなことは関係なく準備はすぐに出来る。

近藤委員 その準備ではなくて家族に言ったとか言わないとか、その辺に配慮したとかしないとか。

赤星委員 重心病棟のまとめとか出す時に重心の家族全員に許可を取るのですかとかいう話になってしまう。

近藤委員 症例の話をされたので。

赤星委員 それは特にそうなるのだけれども。例えば重心病棟で骨を折った人の検討しますとか言う時に、そんなのをどうするのと。

近藤委員 症例の意味が違うかもしれない。

委員長 いろいろな場合があるかもしれないが、外に行って発表するとなると今、先生が言われたような骨が折れた人のことを発表するとなると、ポスターくらいは病棟に貼り出すのは原則でしょうね。

赤星委員 そうなると思う。どちらかというとしなくなる。

委員長 各病棟にポスターを貼り出さないといけなくなる。

赤星委員 常にやっていることで日常である。そういうことを行っているのをどこまでするか。私なんか病院の前にポスターを貼っているのだから、その辺のところは良いのではないかなと思っている。貼るのは良いがポスターだらけになる。

委員長 個人の場合はポスターにする必要はない。

赤星委員 それを決めてもらいたい。基準がないからみんな困る。ほっておいたらどんどんしなくなるだけであるから、そういう所をキチンとしないと。

委員長 外部委員の方のご意見は。

中村委員 個人の承認があれば文書まで必要とは思わない。口頭で取れば良いと思う。ただ、取ろうと思っても取れないケースがある。個人レベルの症例報告であれば特定されないと

委員長 なにがなんでも文書で同意を取って委員会で審査しろと。

中村委員 症例報告であれば良いと思う。

委員長 そういう事を委員会でハッキリ決めるのもまずいかもしれない。

山根委員 口頭了解はこれからは必要ではないかなと思う。ただ、いちいちこの委員会にかけるような事は必要ないと思う。

委員長 そのような形で今のところはやっていこうかと考えている。コメディックスでお知らせしたらどうかなと思う。

森尾委員 重心なんかの場合は、家族の会とかが来られるので、その時に包括的な同意みたいな形で説明しておいて、こういう形で使われることがありますよというのを説明しておいた上で、特に個人が判りそうな症例を見るについては本人の承諾を得る。それは文書でなくて良いと思う。

赤星委員 重心の場合はみんな同意をもらっている。

森尾委員 その段階だけで良いと思う。

赤星委員 トータルで匿名ではあるが、データベースにそもそも入れている。

森尾委員 いちいちペーパーまで求めている分ではないと思う。要は相手方の同意があるかどうかと話だけであるので、それを文書に落としていくかどうかではなくて。

委員長 口頭で同意を得るということですね。

森尾委員 口頭でなにかの機会に、どの人を使うかは先生も判らないので、家族の会に包括的に同意をいただけておいて、使う時には法律的には話をしておいて使用しますよという話で行けば、良いのかなと思う。全部が全部そうするかというのは判らないが、病院の姿勢としてそういう形でやっていますという形が出来れば良いのかなと思う。

近藤委員 どこかで取ったというのがないと困るのではないかと思います。外で発表するとんなんとそれなりのものが必要ではないかと思う。

田中委員 いままでの経過をまとめて報告するだけであつたら、お知らせを出したり口頭での同意がもらえたら良いかと思う。

古澤委員 結局、今の議論はどこをポイントにするかになると思うが、患者さんのプライバシーを守りましょうという基本的な姿勢として議論するのか、病院の組織上の問題として議論するのかによって、おのずと書類を残すか残さないかのレベルが変わってくると思う。口頭でも良いのではないかというのは病院発想で、本当の意味の病院を守りましょうという意味では何らかの形で証拠を残しておかないと、言った言わないという話にどうしてもなる。本当にやるのであれば書式までは行かないかもしれないが、これこれのことは残すようにしましょうとある程度のコンセンサスというのを病院として提示すべきではないかと思う。本当にプライバシーを尊重しましょうという発想で議論するのであれば、患者さんなり、他の人との話し合い、なるべくそれを要求に落とすということを信じ、2つの立場、同時にそれが議論されているので、口頭でも良いのではないかとかそういうふうに言うけれども、基本的には大事なことだろうと思うし、今はそもそも学会に行ったりすると、論文にしても上っていないと刷らせてくれない今は。これから先はどんどん厳しくなるでしょうから、それに対応する意味でも今の時代に合った、この病院としての最低限のラインを提示すべまではないかと思う。

委員長 今日、急に決めることは出来ないもので、こういう線でどうでしょうかというたたき台を次回、出してみましよう。次回の倫理審査がどれだけ数が上がってくるかにもよるが。